

単線固定循環式特殊索道整備細則

(目的)

第1条 この細則は、[鉄道事業法](#)（昭和61年法律第92号）に基づき、単線固定循環式特殊索道（以下「索道」という。）施設の機能を維持し、乗客を安全かつ正確に輸送することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 索道施設の検査、整備については、この細則の定めるところによる。ただし、この細則に定めがないものについては、索道技術管理者の指示によるものとする。

(用語の定義)

第3条 この細則に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 点検 索道施設の異常の有無を確認する日常的業務をいう。
- (2) 検査 この細則に定める検査標準に基づく索道施設の検査をいう。
- (3) 外観検査 基本的に設備を作動させずに、設備の腐食、損傷等の異常を目視等により検査することをいう。
- (4) 作用の確認 設備を実際に作動させて、その機能等を確認することをいう。
- (5) 測定 計測器類を使用して、摩耗量、動作量等を測定することをいう。
- (6) 標準値 修理又は調整の要否を決定するため、参考となるべき数値をいう。
- (7) 限度 取替え又は修理を要する場合の目安をいう。
- (8) 整備 索道施設の安全を確認するために行う取替え、補修、調整、補給等の業務をいう。

(点検・検査の種類)

第4条 この細則でいう点検・検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 始業点検 1日1回その使用前に、1循環以上の試運転を行い、索条・支柱・原動設備・搬器等の索道設備その他の工作物を点検することをいう。
- (2) 1月検査 使用期間の通算が1月ごとに行う検査をいう。
- (3) 12月検査 使用期間の通算が12月ごとに行う検査をいう。
- (4) 臨時検査(1) 運転保安に関係のある設備を新設、改造又は修理した場合、当該設備及び当該設備と運転保安上に関連する設備について、事業の用に供するときまでに行う検査をいう。
- (5) 臨時検査(2)(適合確認検査) 索道事業の全部又は一部を6か月以上休止した場合、索道施設に関する技術上の基準の細目を定める告示の検査対象設備の項に掲げる設備について、事業の全部又は一部を再開するときまでに行う検査をいう。

(点検・検査の実施)

第5条 前条の点検・検査は、別に定める検査基準の点検・検査項目により行うものとする。

- 2 12月検査を実施したときは、1月検査及び12月検査を実施したものとする。

3 臨時検査(2) (適合確認検査) を実施したときは、1月検査を実施したものとする。
(整備)

第6条 点検・検査の結果、不良箇所があったときは、整備を行うものとする。
(試運転)

第7条 索道施設は、次の各号に該当する場合は、試運転をした後でなければこれを使用してはならない。

- (1) 12月検査を実施したとき。
 - (2) 臨時検査(1)・(2)を実施したとき。
 - (3) 索道技術管理者が必要と認めたとき。
- (検査等の記録)

第8条 索道施設の点検・検査及び整備を行ったときは、点検・検査及び整備を行った年月日並びに整備の内容又は成績を記録するものとする。

2 始業点検記録簿は1年間、検査及び整備記録簿は3年間保存するものとする。ただし、索条の記録は、当該索条を交換するまで保存するものとする。

附 則

- 1 この細則は平成21年12月1日から施行する。

検査基準 (省略)